

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

### 目次

- ◇ 告 示 土地細目の公告の申請
- ◇ 選管告示 鳥取県議会議員選挙に係る政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇ 公 告 調理師試験の実施
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合定款の一部変更  
昭和四十一年度決算の要旨

## 告 示

### 鳥取県告示第五百八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条第一項の規定に基づき、建設大臣から土地細目の公告の申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

収用しようとする土地の所在、地番及び地目

岩美郡福部村大字細川字上屋敷三五九 宅 地

三六三ノ一  
三六三ノ二

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十三条の規定による昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会議員選挙に係る政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十二年九月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第13条の規定による報告書
- 2 期間 昭和42年4月1日から 昭和42年4月20日まで (鳥取県議会議員選挙)
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額	
鳥取農政同志会	150,000	2	150,000	0	0	150,000	6	150,000	0	0	42.8.24

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者	政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
	鳥取農政同志会	150,000円	2件	鳥取県協農政協議会		鳥取県鳥取市
(2) 支出	政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的		
	鳥取農政同志会	150,000円	6件	寄附金		

鳥取県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十三条の規定による昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員選挙に係る政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次の

とおり公表する。

昭和四十二年九月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第13条の規定による報告書
- 2 期間 昭和42年1月1日から 昭和42年1月31日まで (衆議院議員選挙)

3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額 円	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額 円	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理 年 月 - 日
		件数	総 額	件数	総 額		件数	総 額	件数	総 額	
鳥取農政同志会	120,000	1	120,000				4	120,000			42.8.24
				0	0	120,000				0	

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄 附 者	政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
	鳥取農政同志会	120,000円	1件	鳥取県農協農政協議会		鳥取県鳥取市
(2) 支 出	政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的		
	鳥取農政同志会	120,000円	4件	寄附金		

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十二年九月八日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

- 一 日時 昭和四十二年九月十一日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市
- 三 議題 1 市町村教育委員会教育長の承認について  
2 その他

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する試験を次のとおり実施する。

昭和42年9月8日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 受験資格  
次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令 (昭和16年勅令第148号) による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) 調理師法施行規則附則第3項各号の一に該当する者
- 2 試験の日時  
昭和42年10月22日 (日曜日) 午前9時
- 3 試験の場所  
鳥取、郡家、浜村の各保健所管内の受験者  
鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂  
倉吉保健所管内の受験者  
倉吉市巖城 中部総合事務所  
米子、根雨の各保健所管内の受験者  
米子市錦町2丁目 鳥取県立米子西高等学校
- 4 試験科目
  - (1) 衛生法規
  - (2) 公衆衛生学
  - (3) 栄養学
  - (4) 食品学
  - (5) 食品衛生学
  - (6) 調理理論
- 5 受験手続
  - (1) 提出書類及び提出先

- 受験願書に、次に掲げる書類を添えて住所地在を管轄する保健所に提出すること。
- ア 履歴書 (特に調理の業務に関する経歴を詳細に記入すること。)
  - イ 受験資格を有することを証する書類
  - ウ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類
  - エ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面脱帽上半身像の名刺形のもので、その裏面に住所、氏名及び生年月日を記載すること。)
  - (2) 提出期間  
昭和42年9月20日から昭和42年9月30日まで。ただし、郵送の場合には、提出期間内の消印のあるもの限り有効とする。
  - 6 受験手数料及びその納付方法
    - (1) 受験手数料 1,000円
    - (2) 納付方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印しないこと。
  - 7 携行品 筆記用具
  - 8 その他
    - (1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。
    - (2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者に合格証書を交付する。

報 告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合定款の一部を変更することについて、次のとおり公告する。

昭和42年9月8日

地方職員共済組合理事長 荻 田 保

地方職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第3条中「東京都港区芝罘平町2番地の1」を「東京都千代田区平河町2丁目6番地」に改める。

附 則

この変更は、昭和42年8月12日から施行する。

地方職員共済組合定款第54条の規定に基づき、昭和41年度決算の要旨を公告する。

昭和42年9月8日

地方職員共済組合理事長 荻 田 保

昭和41年度決算の要旨

- 1 組合に属する地方公共団体等の数
- 都道府県 46 一部事務組合 13 地方開発事業団 3 計 62
- 支部の数 47
- 2 組合員数、給料（俸給）月額及び被扶養者数

区 分	一 般	知事	短期	船員 一般	船員 継続	計
組合員	317,459	45	2	1,190	4	318,680人
給 料	12,901,006	4,950	220	44,561	156	12,950,893円
被 扶 養 者 数	579,554	103	5	2,755	10	582,415人
同上組合員1人当たりの数						-1.82

3 組合の事務に従事する職員の数

区 分	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資	計
組合職員	138	18	129	983	32	70	260	1,630人
都道府県職員	369	45	43	47	10	33	10	557人
計	507	63	172	1,030	42	103	270	2,187人

4 短期、長期及び保険各経理の掛金率及び負担金率（千分比）

区 分	掛 金 率		負 担 金 率		備 考
	短期	長期	短期	長期	
一 般 事 業	36.3	42.0	1.7	36.3	長期経理負担金については、追加費用分として11.9を別に受け入れた。
短 期 船 員 一 般	36.3	—	1.7	36.3	
船 員 継 続	24.3	42.0	1.7	59.3	
	36.3	42.0	1.7	36.3	

5 各経理単位別の概要

(1) 短期経理

本年度における掛金率及び負担金率の引上げ並びに医療給付増加率の鈍化により、収支の差額は約3億円の黒字となったが、支払準備金の積み立てのため1億円、前年度から繰り越した不足金の補てんのため2億円を、それぞれあてるものとした。年度末における支払準備金は17億円、翌年度へ繰り越す不足金は2千万円となった。

(2) 長期経理

掛金、負担金及び利息収入等の収入総額203億円に対し、給付金等の支出総額は40億円であり、その差額163億円は責任準備金として積み立てるものとした。

年度末における責任準備金の総額は703億円となり、その運用概況は預貯金、信託、有価証券等に47%、組合員のための住宅建設、宿泊所、保養所の設置等に24%及び組合員貸付等に28%その他となっている。

(3) 業務経理

短期給付及び長期給付の実施等組合の管理、運営（福祉事業を除く。）に関する費用について経理するが、本年度における費用総額は177百万円であり、国及び道府県からの事務費負担金（114百万円）並びに長期経理からの繰入金（54百万円）等によつて、これをまかされた。

(4) 福祉経理

各福祉事業別の概況は、次のとおりである。

ア 保健、教養等のための事業

人間ドック、健康診断、医薬品の配布等組合員の健康管理に役立つ事業、保健施設として海の家、山の家、運動場等の経営その他

各種レクリエーション行事等を総額3億円の費用によつて実施した。

イ 医療施設事業

病院1、診療所20及び結核病棟7（うち1ヶ所を年度中に廃止した。）の施設（資産総額3億1千万円、うち借入金5千7百万円）で、年間利用件数は14万件、施設収入は3億円となった。

ウ 宿泊施設事業

宿泊所、保養所として経営するすの71施設（ほかに工事中のもの3）、その資産総額55億円（うち借入金40億円）で、利用者数は、宿泊63万人、会議、会食90万人、その施設収入は14億円となった。

エ 貯金事業

組合員貯金の取扱いを行なう支部は15、貯金額は60億円（12万件）に達し、年間の貯金利息支払額は3億7千万円となった。

オ 貸付事業

組合員貸付金の総額は199億円（7万件）、年間の利息収入額は10億円となった。

カ 物資事業

物品販売、食堂の経営、物資購入回転等物資事業を行なう支部は12（資産総額5億6千万円、うち借入金3億1千万円）年間売上総額21億円、商品販売益等1億4千万円、施設収入は9千万円となった。

6 各経理単位別の損益計算書及び貸借対照表の概況は、次のとおりである。

損 益 計 算 書 (自昭和41年4月1日至昭和42年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	経理単位	短 期	長 期	業 務	保 健	医 療	宿 泊	住 宅	貯 金	貸 付	物 資
(損 失)	金 与 費	10,616	3,979	88	11	90	440		17	32	122
給 職 員 給 与 費	厚 品、医療材料、飲食材料				265	132	558		374	938	35
支 払 の 利 息 出	支 の 他 の 支 入 金		17	89	35	67	471	0.2	14	74	18
之 の 他 の 支 入 金	他 経 理 へ の 繰 入 金		54		130						73
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	1,769	114								
当 期 利 益 計	当 期 利 益 計	181	70,065	2	108	9	38	0.2	7	1,044	△ 1
(利 益)	金、掛 金	12,566	74,229	179	549	302	1,652	0.4	412	1,044	247
負 担 金、掛 金	施 設 収 入、商 品 販 売 益	10,872	16,635	102	509	293	1,444				226
利 息 及 び の 配 当 金 入	そ の 他 の 収 入 金	85	3,673	10	20	6	23	0.2	404	1,044	2
他 経 理 よ り の 繰 入 金	前 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	5	13	13	16	2	56	0.2	8		19
前 年 度 繰 越 責 任 準 備 金	前 年 度 繰 越 責 任 準 備 金	1,604	420	54		1	129				
計	計	12,566	74,229	179	549	302	1,652	0.4	412	1,044	247

